

令和８年度第１回神奈川県食の安全・安心審議会議事録

○宮崎生活衛生課長

これより、「令和８年度第１回神奈川県食の安全・安心審議会」を開催いたします。私は神奈川県食の安全・安心推進会議幹事会で幹事長を務めます、生活衛生課長の宮崎でございます。本日は、全体の進行役を務めますのでどうぞよろしくお願いいたします。ここからの進行につきましては、着座にて失礼いたします。本日、委員の皆様方のお席には、マイクが設置してございます。マイクが声に反応して、自動でスイッチが入りますので、ボタンを押さずに、そのままの状態でもマイクに近づいてご発言いただきますよう、お願いいたします。それでは、審議会の開会にあたり、神奈川県健康医療局大島生活衛生部長からご挨拶申し上げます。

○大島生活衛生部長

皆さんこんにちは。神奈川県健康医療局生活衛生部長の大島でございます。委員の皆様には大変お忙しい中、「令和８年度第１回神奈川県食の安全・安心審議会」にご出席いただき誠にありがとうございます。本県では、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」に基づき、本審議会の答申をいただいて策定した「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第６次）」により、令和７年４月昨年度から取組みを進めております。

さて、昨年度に引き続き重ねてのご案内となりますが、本県では、２０２７年３月から９月にかけて国際園芸博覧会「GREEN×EXPO ２０２７」が開催されます。多くの方にお越しいただき、神奈川の食を楽しんでいただくために、より一層気を引き締めて食の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

また、食の安全・安心の確保は食中毒予防のみに留まらず、アレルギー表示を含む食品表示の適正化も重要です。本日の会議では、令和７年度の「かながわ食の安全・安心行動計画」実施結果及びアレルギーを含む食品に関する表示について、ご報告いたします。

委員の皆様には、本県の食の安全・安心の確保の推進にお力添えをいただきたく、どうぞ忌憚のないご意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。神奈川県食の安全安心審議会規則第５条第２項により、本審議会の定足数は過半数になっております。本日は１６名の委員の皆様のうち、１４名の方々にご出席いただいておりますので、定足数を満たしていることを報告させていただきます。

なお、川口委員、また齋藤委員から、本日所用によりご欠席のご連絡をいただいております。

本日の審議会は、委員改選後初めての開催となります。本日の次第の裏面が、審議会委員の皆様の名簿になっております。私から、委員の皆様を名簿順にご紹介申し上げますので、一言ずつご挨拶を頂戴できれば幸いです。

まず、公益社団法人神奈川県医師会 理事 川口浩人様におかれましては、本日ご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、国立大学法人東京海洋大学 学術研究院食品生産科学部門名誉教授 木村凡様。

○木村委員

木村でございます。私は、大学で食品安全の特に食中毒の原因になるような、微生物の教育研究を長年やってきました。こういった立場から、この神奈川県の審議委員会で、皆様と充実した議論ができればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、学校法人東洋大学 食環境科学部食環境科学科教授 下島優香子様。

○下島委員

東洋大学の下島です。私は大学で食品衛生学や HACCP 論などを教えています。私自身の専門は木村先生と近く、食中毒細菌や食品中の衛生指標菌などを専門にしております。よろしくお願いいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、株式会社神奈川新聞社 川崎統括兼統合編集局員 高本雅通様。

○高本委員

よろしくお願いいたします。私は、神奈川新聞などで記者を 30 年ぐらいやってきまして、今は川崎エリアの管理職という立場となります。委員の皆様はこの分野で専門性の高い、見識を持っている方々ばかりですが、私に求められているのは、メディアの立場、素人の立場から、食の安全・安心について意見を述べてほしい、とのことで出席させていただいていると思っています。委員の皆様の意見を聞いて勉強をさせていただきながら、私の立場からもある有益な意見を言えたらと思っております。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、学校法人十文字学園女子大学 客員研究員 門

間千枝様。

○門間委員

門間でございます。よろしくお願いいたします。十文字学園女子大学の他に、内閣府食品安全委員会事務局に勤めております。そこで食品の評価とか、安全評価とかをやっておりますので、こちらにもお役に立てるかと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、学校法人鎌倉女子大学 家政学部管理栄養学科 講師 山本詩織様。

○山本委員

鎌倉女子大学から参りました、山本と申します。よろしくお願いいたします。私の専門は食品衛生学になりまして、木村先生や、下島先生と同じように食品微生物を専門としております。まだまだ若輩者ですので、どこまでお役に立てるかというところが心配ではございますが、できる限りご尽力させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、神奈川県漁業協同組合連合会 代表理事専務 鵜飼俊行様。

○鵜飼委員

県魚連の鵜飼でございます。生産者の立場ということで、なかなか漁業に関心を持っていらっしゃる方が多いんですけども、いろんなところでぜひアピールさせていただき、ぜひ食品、経済、安全のために、皆様のご協力を得られたらと思います。よろしくお願いいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、イオンリテール株式会社 南関東カンパニー人事総務部 お客様サービスグループ担当 川島孝幸様。

○川島委員

イオンリテールの川島と申します。よろしくお願いいたします。会社ではお客様対応と、作業場の衛生管理について担当をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、神奈川県農業協同組合中央会 常務理事 近藤徹様。

○近藤委員

農協中央会の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。農畜産物の生産者の代表という立場での参加とは思いますが、中央会自体がその生産現場に関わっているというよりも、その生産現場に関わる農協を総括指導するようなポジションにある団体でございますので、なかなか細かな施策・生産の話まで聞かれていますと、ちょっとお答えできないこともあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、一般社団法人神奈川県畜産会 常務理事 橋本聡様。

○橋本委員

畜産会の橋本です。所属は家畜衛生部の部長も兼務しております。畜産の生産段階における家畜衛生であるとか、食品の原料となる畜産物の安全安心に関して、農場 HACCP の認証であるとか、JGAP の認証であるといったことも含めて、担当させていただいております。よろしくお願いします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、公益社団法人 神奈川県食品衛生協会 副会長 宮川茂夫様。

○宮川委員

こんにちは。私は、茅ヶ崎食品衛生協会の会長をやらせていただいておりますが、この度、神奈川県の食品衛生協会の副会長も兼任しております。飲食店の食の安心・安全ということで、食中毒を無くそうということで、そういう取組をしております。今後とも一つよろしくお願いいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、公募委員 太田百合子様。

○太田委員

太田と申します。二期目になりますので、まだまだ緊張はしておりますけれども、皆さ

ん、学識経験者の方々のご意見などを勉強させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。自宅で料理教室を開催しておりまして、神奈川ブランドをはじめ、神奈川の農畜水産物の魅力を伝える活動をしております。よろしくお願ひいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。神奈川県消費者団体連絡会 幹事 齋藤静子様はご欠席でございます。続きまして、特定非営利活動法人 神奈川県消費者の会連絡会 理事 矢野裕美様。

○矢野委員

皆様こんにちは。私は前々年に引き続きまして、食の安全・安心審議会の委員をさせていただいております。長い間、生活協同組合、組合員 180 万の生活協同組合の理事を長い間やらさせていただいておりましたので、まさに食の安全・安心に関しましては、県民レベルですけれども、様々な活動のことからご意見を言わせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。続きまして、公募委員 山口重久様。

○山口委員

山口です。よろしくお願ひいたします。私は、大阪市チタニウムテクノロジーズという、尼崎である会社の社内取締役をやっています。チタンは、食品添加物に酸化チタンで使われているという話もあるんですけど、当社はチタンそのものを作ってる。そういうものもあって、何か県民として、この会議のことに貢献できればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございます。続きまして、公募委員 山森純子様。

○山森委員

公募委員の山森と申します。本日はよろしくお願ひいたします。私は今期初めて参加させていただくのですが、神奈川県の一生活者として、また職業といたしましては、東京都内の飲食店を運営する会社、物販販売を行っている会社に勤務しております。会社では、HACCP の推進ですとか、食品表示に関する情報の提供や、消費生活コンサルタントの資格を持っておりますので、お客様視点での対応ということを実施しているものでございます。本日は、一生活者として、ぜひご参加させていただければと思います。よろしくお願ひ

いいいたします。

○宮崎生活衛生課長

皆様、ありがとうございました。続きまして、この審議会の会長、副会長の選出に入ります。会長、副会長につきましては、審議会規則第4条第2項により、委員の互選により定めることとなっております。いかがいたしましょうか。

○高本委員

会長については、これまでの審議会運営でも非常に的確な運営されてきた木村先生に引き続き、お願いしたいと思います。副会長についても、この食品安全の分野で長く活動されてこられた下島先生が適任と思っております。よろしくをお願いします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。ただいま、会長は木村委員、また、副会長は下島委員にお願いしたい旨の発言が高本委員からございましたが、皆様のご意見はいかがでしょう。

異議がないようですので、木村委員、下島委員にお引き受けいただきたいと思います。木村委員、よろしいでしょうか。

○木村委員

よろしくをお願いします。

○宮崎生活衛生課長

下島委員、よろしいでしょうか。

○下島委員

よろしくをお願いします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございます。それでは木村委員に会長、また下島委員に副会長をお願いいたします。恐縮ですが、席の移動をお願いいたします。

早速ではございますが、会長からご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○木村会長

今、会長にご推挙をいただきました木村でございます。神奈川県での食の安全を審議するという重要なこの審議会の重責を引き続き担わせていただきたいと思います。力不足では

ありますけれども、皆様のご協力をいただきながら、円滑な議事進行と、充実した審議に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎生活衛生課長

ありがとうございました。本日の会議は、県の「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づきまして、会議及び会議記録につきましては、公開となりますので、ご了承ください。次に、資料の確認をお願いいたします。

○生活衛生課 横田グループリーダー

生活衛生課食品衛生グループの横田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の資料ですが、次第につきまして、委員名簿に変更がございましたので、事前にお送りしました資料と差し替えになっております。その他の資料については、事前にご検討いただくため、7月10日付で同じものをお送りしています。

1つ目は、次第です。裏面が審議会委員名簿となっております。続いて、資料1「かながわ食の安全・安心行動計画（令和7年度版）実施結果」、資料2-1「アレルギーを含む食品に関する表示について」、資料2-2「アレルギーを含む食品に関する表示について（令和8年4月1日事務連絡）」、参考資料1「かながわ食の安全・安心行動計画（令和7年度版）」、参考資料2「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第6次）」、参考資料3「かながわ食の安全・安心行動計画（令和8年度版）」、参考資料4「神奈川県食の安全・安心審議会規則及び審議会傍聴要領」です。また、事前にお送りしていない資料として、座席表になります。以上です。

○宮崎生活衛生課長

皆様、お手元の資料に不足しているものなどございませんでしょうか。それでは、これ以降の進行につきましては、木村会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木村会長

それでは、お手元に配布してあります会議次第に基づいて、議事を進めてまいりたいと思います。本日の進行ですが、議題「かながわ食の安全・安心行動計画（令和7年度版）実施結果」について事務局からご説明をいただき、その後、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。では、事務局から説明をお願いいたします。

○生活衛生課 大辻主査

生活衛生課食品衛生グループの大辻と申します。よろしくお願いいたします。それでは、資料1「かながわ食の安全・安心行動計画（令和7年度）実施結果」につきまして、ご説明

いたします。

行動計画は指針に基づき作成していますので、行動計画も大きく分けて2つの章で構成されています。1つ目が1ページから始まる「生産から販売に至る各段階における助言・指導等の推進」です。2つ目が16ページからの「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」です。1つ目の章はさらに2つに分かれていまして、1ページから始まる、フードチェーンの上流にあたる「生産段階」についてと、7ページから始まるフードチェーンの下流にあたる「製造・輸入・調理・販売段階」についてで、構成されています。

まず、1ページ目の「1 生産者等における自主管理の促進」における農業者、畜産農家、漁業者等の自主管理の促進に係る実施状況につきましては、いずれも取組みは着実に進められております。

2ページの「2 生産者等に対する指導等の実施」における「(1) 農業者等に対する指導等の実施」についてですが、農薬販売者への立入検査について、ウェブを活用した効果的な指導を行うため立入検査数を見直ししました。

「(2) 畜産農家等に対する指導等の実施」についてですが、「ア 動物用医薬品、飼料の適正使用の推進」1つ目の「○ 畜産農家等に対し、動物用医薬品・飼料等の適正使用の指導」について、薬剤耐性菌発現状況調査で3件を計画していましたが、対象となる細菌を原因とする疾病の発生がなく、検体が確保できなかったため実施ができませんでした。2つ目の「○ 動物用医薬品販売業者、飼料販売業者等に対する監視指導」について、取組は確実に進められています。

「イ 家畜の衛生検査」1つ目の「○ 畜産農家に対し、家畜の伝染性疾病等の検査を実施し、適正な衛生管理を指導」について、家畜の衛生検査で20,000件を計画していましたが、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の改訂に伴い、一部検査体制を見直したため、計画数を下回る結果となりました。

「○ B S E 検査の実施」「○ 豚熱 (C S F) の浸潤状況を確認」「○ 県内で高病原性鳥インフルエンザ (H P A I) 等の家畜伝染病が発生した場合に備え、防疫訓練」について、着実に進められております。

3ページから4ページにかけての「(3) 漁業者等に対する指導等の実施」の「ア 水産用医薬品の適正使用の指導」及び「イ 養殖魚類における水産用医薬品の残留検査」について、着実に進められています。

「ウ 貝毒原因プランクトンのモニタリング及び貝毒検査」については、モニタリングは計画どおり実施されましたが、貝毒検査は検体が確保できず、計画数を下回る結果となりました。

4ページの「(4) 農林畜水産物等の放射性物質検査及び指導の実施」については着実に進められており、農林畜水産物等40検体、浄水等12検体について実施した放射性物質

検査で基準値を超えたものではありませんでした。

5 ページの「3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」については、着実に進められています。

6 ページをご覧ください。「4 遺伝子組換え作物との交雑等の防止」における交雑等の防止の推進等の取組みについては、着実に進められております。

7 ページからは「生産から販売に至る各段階における助言・指導等の推進」のうちの「製造・輸入・調理・販売段階」の結果です。

「5 食品営業者等における自主管理の促進」における「(1) 食品営業施設等における自主管理の促進」、「(2) と畜場における自主管理の促進」、「(3) 公立学校における自主管理の促進」に係る実施状況につきましては、いずれも取組みは着実に進められております。

8 ページ中ほどをご覧ください。「6 食品営業者等に対する監視指導等の実施」における「(1) 食品営業施設等に対する監視指導」は、着実に進められております。

また、9 ページ「(2) と畜場、食鳥処理業等に対する監視指導」は、着実に進められております。

9 ページから 10 ページにかけて「(3) と畜場における衛生検査」の「ア 食肉の検査」では、と畜場に搬入されたすべての家畜について、と畜検査を実施しました。

また、「イ 食肉及び食鳥肉の動物用医薬品等の検査」を、計画どおり実施しました。そのうちの 1 検体（豚の腎臓）から、基準値を超える抗菌性物質が検出されましたが、既に両腎臓が廃棄されていたため処分等を行われませんでした。

「ウ BSE 検査」の取組みは着実に進められております。

次に 10 ページから 11 ページにかけての「(4) 流通食品等の抜き取り検査等」についてです。「ア 食品等の検査」を、計画どおり実施しました。検査の結果、違反が先ほどご説明した 1 件の他に 1 件、調味料から原材料名表示にない添加物が検出されたため、関係自治体に通報を行いました。

また、「イ 食品検査の信頼性の確保」についての取組みは着実に進められております。

「ウ いわゆる健康食品の検査」について、痩身及び強壮・強精を標ぼうする製品の買上げ検査を計画どおり実施しました。

「(5) 食品中の放射性物質への対応を推進する取組み」について、「ア 加工食品等の放射性物質検査」及び「イ 食品中の放射性物質検査を実施している市町村との連携」は、いずれも着実に進められております。

12 ページをご覧ください。「(6) 輸入食品の安全性確保を推進する取組み」について、

「ア 食品等輸入事業者への情報提供」及び「イ 輸入食品の抜き取り検査」は、着実に進められております。

「(7) 食品等の自主回収時の指導等」について、「ア 食品等の自主回収の届出制度の

運用、県民に対する周知」及び「イ 食品等の自主回収の届出時の指導等」は、いずれも着実に進められております。

「(8) 機能性表示食品等に係る健康被害情報の提供の指導」については、着実に進められております。

12 ページから 13 ページにかけて「(9) 違反発見・苦情相談時の対応」について、「ア 違反発見時の対応」及び「イ 苦情相談時の対応」は、いずれも着実に進められております。

「7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究」における

「(1) 食品営業者における指導的立場の人材育成」について、公益社団法人神奈川県食品衛生協会が人材育成を行っている講習会に講師を派遣し、食品の適正な表示を含めた食品衛生全般について講義を行いました。また、「(2) 食品衛生監視員等に対する研修」について、我々行政職員である食品衛生監視員やと畜検査員に対して研修を実施しました。

「(3) 食の安全・安心に関する調査研究」について、食品衛生法に基準が定められていない化学物質や微生物等についての実態調査や、家畜の疾病や食肉食鳥肉に関する調査研究を実施しました。

14 ページから 15 ページにかけてご覧ください。「8 食品表示の適正の確保の推進」では、窓口による相談対応、食品関連事業者を対象とした適正表示推進講習会、法に基づいた正しい表示の指導、抜き取り検査による確認など、適正表示の啓発に努め、いずれも着実に進められております。また、県民向けには、食品表示セミナーの開催のほか、食品表示の特設ページを開設し、食品表示制度の概要や食品表示の見方について、情報発信を行いました。

16 ページからは、大きな章の 2 つ目の「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」の結果について記載しています。

はじめに「9 情報の共有化の推進」の「ア かながわ食の安全・安心基礎講座等の開催」について食の安全・安心に関する「基礎講座の開催」では、手洗い実習を含んだ食中毒予防、ジビエ、工場見学を取り入れた製造工程と衛生管理についてと、毎回違う内容をテーマにして開催しました。また、「大学の学園祭での食の安全・安心ラボ」では、大学の学園祭に出展して、正しい手洗い体験や実際に魚を捌いてアニサキスを見つける等の体験を通じて多くの来場者の方に食の安全・安心に関する理解を深めてもらいました。

「イ 出前講座等の実施」では、県民からの要望に応じて講師を派遣しました。

6 ページから 17 ページにかけての「ウ 食の安全・安心に関する情報発信等」では、「かながわの食の安全・安心ホームページ」を見やすく分かりやすい内容にリニューアルし、内容の充実を図りました。また、Xを活用し、県民へ広く情報発信を行いました。

「エ 小学生への食の安全・安心の情報提供」では、既存の「かながわの食品衛生キッズページ」に加え、令和 7 年度より「キッズページ 食べ物のヒミツを解き明かそう」を新設し、新たに動画やクイズで食中毒予防や食品表示について楽しく学べるよう、分かり

やすく情報提供を行いました。

「オ インターネットアンケートを活用した情報提供」では、リニューアルしたホームページをご覧になったことがあるか、消費期限や賞味期限についてどのように認識されているかについて回答いただきました。

「カ 食品関連事業者の自主的な取組の情報提供」では、食品関連事業者が自主的に行っている取組について、取組を県民に紹介することに事業者の了解を得られたものについて、紹介しました。

18 ページの「キ 食育の推進に関する施策と連携した情報提供」では、食育の推進として、県内の小学6年生全員を対象に、リーフレットを作成し、配布しました。また、紙リーフレットの配布を希望しない旨の回答があった学校に対しては、電子リーフレットをホームページに掲載していることをお知らせしました。

「ク 相談窓口による対応」では、「かながわ食の安全・安心相談ダイヤル」等で相談を受け付けるとともに、回答事例をホームページに掲載しました。

18 ページから 19 ページにかけての「ケ 県内保健所設置市及び国の機関との情報共有」及び「コ 県内市町村と連携した情報提供」では、県内保健所設置市や国などの関係機関と情報共有のため、会議を開催し、意見交換を行いました。

19 ページの「サ 食中毒の注意喚起」では、夏の「食中毒予防週間」と冬の「ノロウイルス食中毒警戒情報」発令期間を中心に、県民へ注意喚起を図りました。また、年間を通じて食中毒の発生又はその疑いがあるときは、原因究明を迅速に行い、被害拡大防止及び再発防止に向けた対策を講じました。

実施期間について、令和7年8月1日が金曜日であったため、各所の判断で8月1日又は週明けの8月4日から1週間の実施期間としました。

20 ページの「10 関係者による意見交換の促進」の「ア かながわ食の安全・安心キャラバン」では、「家庭でできる食中毒予防」をテーマに手洗い実習を実施し、県民との意見交換を行いました。

「イ インターネットアンケートを活用した意見募集」では、食の安全・安心に関する事柄について関心のある項目や、食に関する情報収集の方法について回答してもらいました。

また、「ウ 県民からの意見・提案の募集」ですが、食の安全・安心の確保に関する県の施策について、県民からの意見募集を随時受け付けています。ホームページやXで周知を行っており、郵送、電子申請やFAXで随時受付を行っております。

21 ページをご覧ください、まとめです。3つ目の丸印、目標計画数を掲げて実施した35項目のうち、32項目について計画数を満たすことが出来ました。

続いて、重点的取組みとした「情報の共有化の推進」については、「かながわ食の安全・安心基礎講座」では、大人の方向けの講座以外に、「牛と豚がお肉になるまで」「牛乳工場をのぞいてみよう！～おいしい牛乳ができるまで～」のテーマで小学生とその保護者

を対象とし、食品の製造現場において直接学んでいただく機会を設け、食の安全・安心の取組みへの理解促進に努めました。

同じく重点的取組みに位置づけている関係者による意見交換の促進については、「かながわ食の安全・安心キャラバン」では、「家庭でできる食中毒予防」をテーマに手洗い実習を実施し、県民との意見交換を行いました。なお、「かながわ食の安全・安心キャラバン」や「かながわ食の安全・安心基礎講座」でいただいた意見は、次年度計画等を策定する際の参考としました。

令和7年度は、対面開催の事業を中心に行いつつ、コロナ禍の中で新たな取組みとして始まったオンラインも引き続き併用する等、より多くの方が事業に参加できるよう開催方法を工夫しました。

資料1の説明は、以上でございます。

○木村会長

どうもありがとうございました。それでは、この計画は「食の安全・安心の確保の推進に関する指針」に基づくものですので、この実施結果について審議会から意見を述べたいと思います。ご質問をいただく形でも結構ですし、ご意見でも構いません。ご発言いただく際に、どこのページのどこというのを、まずご説明、ご指摘いただいた方が皆さん分かりやすいと思いますので、そのような形でご発言をいただければと思います。皆さん、順不同という形で意見、ご質問、よろしくお願いします。

山口委員、お願いします。

○山口委員

ご説明ありがとうございます。資料18ページですね、県内保健所設置市に始まるところですけど、ここで国の機関との情報共有というようなことは謳われていますか。3月12日に、その前2月には、他の都市でやられてますけど、東京で消費者庁とか、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省が食品安全に関する意見交換会というのを開催しておりました。たまたま私は、これを傍聴する機会があったんですけども、このイベントと県の情報共有、この中になかったんで、どういう関係があるのかなと。あるいは関係がないのか分かりませんが、ちょっとその辺分かる範囲でご説明いただけると、建て付けがはっきりするなと思ってご質問させていただきます。以上です。

○木村会長

今のご質問についてお答えできますか。

○生活衛生課 横田グループリーダー

ご質問ありがとうございます。国の意見交換会と県の意見交換会ですけども、参加して

いる自治体がまず違うというところで、土俵とするところが国と自治体、県ですと、県とその県内の他の自治体というところで、それぞれ参加しているところが違うというのがまず大きくあると思います。その中で、後半の質問いただいたところが、すみません、よく聞き取れなかったんですが、まずその国と県が違うといったところについては、そのような形でご理解いただければと思います。

○木村会長

おそらく、県と国の、このイベントとの関係性についてというご質問で、今大体お答えいただいたように思うんですが。

○山口委員

はい、いろんな行政の建て付けがあることは分かったんですけど、国との協力機関との云々と打たれてて、このレポートではそれが1つも出てこなかったの、どうかなと。片や3月12日や2月には、全国でこういうことを、消費者庁をはじめ、四つの行政機関がやっていますので、これとの関係がいまいちしっくりしなかったというのが、質問申し上げた趣旨でございます。

○木村会長

では、どうぞ事務局からお願いします。

○宮崎生活衛生課長

山口委員、ご質問ありがとうございました。18ページに「県内保健所設置市及び国の機関との情報共有」という項目がございます、次の19ページに、1つ目の丸で輸入食衛生連絡会の開催と記載されていますが、県として、国と何も意見交換をしていないということはなく、県内に所在する横浜検疫所ですとか、東京検疫所川崎支所ですとか、そういった機関と情報共有、意見交換の場を設けて、食の安全・安心に資する取組はしてございます。以上です。

○木村委員

では、その他の委員の皆様からご質問、あるいはご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。矢野委員、お願いします。

○矢野委員

はい、2点質問させていただきます。1点は、5ページにあります「(1) 農業者等に対する助言・指導者に関わる人材育成」に関してです。令和5年、6年に関しては、計画数よりもだいぶ下回っていますけれども、これが7年、直近はかなりの倍増になっています

が、これは何か仕掛けがあったんでしょうか、ということを1点質問させてください。

もう1点の質問は、最後のかながわ食の安全・安心行動計画の実施、結果のまとめですから21ページになるんですけど、ここから1点です。この丸の3つ目の、目標の数値化というのは、とても客観的な意味では前進していることも分かりますし、どのような経過というのは一定見ることはできるので、すごく参考にはなると思います。しかし、まとめ方として、このようにパーセントを提示して、実際に、この91.4%はちゃんと同数または超えてるよと、これは評価できるよねというのはよくわかるのです。行政が、恐らく立場からそのように言いたいと思うんですけども、むしろ大事なことは、そこにある8.6%のところに、3項目については計画数に満たなかったというのがあります。そこに、なぜ満たなかったのかということコメント入れていただくと、県民にとっては分かりやすいのかなということで、1点質問とさせていただきます。以上、2点です。

○木村会長

どうもありがとうございました。どうでしょうか、2つのご質問、5ページの計画の状況についてからお答えいただけますか。

○農業振興課 太田副課長

農業振興課の太田と申します。ご質問ありがとうございます。5ページの3（1）の令和7年度の実績が増加した理由ですが、基本的には受験者数の増減が実績に影響します。農薬管理指導士に認定をされると、3年間有効となりますが、令和7年度に認定が切れるタイミングの方が今年多く、それにより受験者数が増えたことで、実績が増加しています。

○木村会長

矢野委員、1つ目に関して、これでよろしいですか。

○矢野委員

その制度上というか、建て付けでそのようになることはあると思うんですけども、そこにこう*印で書いてあるように、受験者数が想定を下回るのであれば、結構こういった指導、人材育成を重要だと考えている県民が多いので、やはり受験者が少なかったですということだけではなく、では受験者が増えるような形のやり方を、県の方はぜひ考えて、こういった意味では人材育成にも力を入れてるんだということを目に見える形で示していただけたら安心という思いはあります。以上です。

○木村会長

ご意見ありがとうございました。このご意見を、今後ご参考にしていただければと思い

ます。もう1つ目なのですが、行動計画でまとめの目標数値がパーセント達成率標記されていることについて、できなかった部分についての原因を記述ということなのですが、事務局の方からいかがでしょうか。

○生活衛生課 横田グループリーダー

ご意見ありがとうございます。こちら実際ここになぜ書いてないかと申し上げますと、例えば、2ページでは、(2)の「ア 動物用医薬品、飼料の適正使用の推進」というところで、令和7年度の計画数3件のところ、実績が0件となっていますが、具体的にどういう理由だったのかというのが、この*印で記載をしております。そのため、未達成であった3項目につきましては、それぞれに詳細な理由を記載しているという形になっているため、まとめには、なぜできなかったのか、見出せなかったのかというところは記載されていないというような状況になっています。以上です。

○木村会長

ありがとうございました。個別のところで、記載されているということです。どうでしょうか。

○矢野委員

はい、当然のことながら、別のところに記載されていることは見た上での発言なんですけれども。ただ、親切かどうかということに関して言えば、3項目しかないわけですから、それがこうぱっと、目に見えた形で、できないものだろうか、そこはちょっと工夫かなと思います。ただ、今後のところで、本当に意見として捉えていただければありがたいです。もちろん、その個別の具体なところは、そこにちゃんとありますよっていうことは理解した上での発言だと思ってください。以上です。

○木村委員

全部を書くともた大変になりますので、ちょっとまた書き方を工夫するなどしていただければ。どうぞ、事務局の方。

○畜産課 佐藤課長

畜産課長の佐藤と申します。今、委員からご指摘あった点について、畜産課の部分もありますので、この時間で説明を少しさせていただければありがたいと思い発言させていただきます。まず、最初2ページの「(2) ア 薬剤耐性菌発現状況調査」につきましては、昨年度の第2回目の食の安全・安心審議会でもご説明したところですが、こちらの方は、そこにありますように、薬剤の耐性菌が対象家畜に感染し発症した事例がなく、検体の確保ができない状況が2年続いてしまったというような状況です。ただ、我々の仕事と

して、家畜が対象菌に感染しないよう、農家を巡回し、衛生指導をする立場であることからしますと、実績がない方が好ましいというところです。そのため、この目標を掲げるということに無理があるのではないかとということで、令和8年度からここは見直しを行い、計画から削除させていただいている状況です。

もう1点、3ページですが、「(2) イ 家畜の衛生検査」というところで、2万件計画していたところは、令和7年度実績が17,392件という形になっております。説明としましては、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザといった特定家畜伝染病に対し、国が防疫指針というものを作っておりまして、この指針に基づいて、我々は検査を実施しているところです。今回、豚熱、鳥インフルエンザの様々な知見が積み重ねられたことにより見直しがされ、立入検査回数を減らしたり、期間が限定化されても、このモニタリングといった状況がしっかり確認できるという見解から、指針が改定されました。当初は、原則ということだったので改定前の水準で検査を実施していく形で計画していたところですが、検査のためには農場へ立入らなければならず、例えば、鳥インフルエンザが蔓延するというような状況の中では、農家もかなり神経を尖らせて対応している中に、獣医師の検査といえども、人が立入するということに対して、農家の方にとってかなり精神的な負担となる状況を考え、指針に基づいた形でしっかり検査をやっていくべきではないかとということで、検査の件数を減らしていく形で、舵切りをさせていただいた事情から、今回17,310件という結果になったところです。ただ、件数は減りましたが、本来の目的の部分はしっかり達成しておりますことを、この場を借りてご説明させていただきたいと思い、発言させていただきました。よろしくどうぞ願いたします。

○木村委員

それではお時間も限られておりますので、ほかの委員の皆様から、山森委員、願いたします。

○山森委員

7ページ目の「(1) 食品営業施設等における自主管理の促進」の講習会の実施についてご質問させていただきたいです。「イ 食品衛生責任者と衛生講習会の実施」につきまして、令和5年度から令和7年度まで計画数50回に対して3倍近い実績というふうに、実施数が相当多いことが続いている背景について、教えていただきたいということが1つ。このような取組が、県内の事業者の方に、広く食品が安全に立ち返っていただくというような貴重な機会を提供いただいている、大変尊い活動だと思っております。

また、eラーニングの活用についても、今後ご検討されていくと思うんですが、現在のeラーニングの活用の割合と、集合研修に比較して参加者などの情報をいただけましたら大変ありがたいです。以上でございます。

○木村会長

それではお時間の関係もあるので繰り返しません、事務局からお答えいただければと思います。

○生活衛生課 藤嶋グループリーダー

生活衛生課食品監視グループ藤嶋と申します。お答えいたします。令和5年から、50件の計画数に対し、実績は非常に多いこととなっていますが、保健福祉事務所、各所の計画を反映させていただいているところです。実際、事業者や給食業者等の開催の要望などを踏まえて、開催をしている実情を考えますと、このような数となっています。山森委員のご指摘のとおり、我々としても、このように教育の機会が非常に増えるということは喜ばしいことと考えています。

2点目の質問がありましたeラーニングの割合については、昨年度の実施結果としましては、集合研修に参加した食品衛生責任者は4,850人で、eラーニングは3,345人となっております。また、講習会全体としては、その他消費者などが1,400人ほど受講されていると状況となっております。また、集合研修とeラーニングの取り組みの何か差がというご質問がありましたが、どのような主旨でしょうか。

○山森委員

大丈夫です。eラーニングの参加者が相当数いらっしゃるということが分かりまして、勉強になりました。ありがとうございます。

○木村委員

では、その他の委員からご質問、ご意見ございましたら受けたいと思います。下島委員、お願いします。

○下島副会長

2点の質問と1点のコメントをさせていただきます。質問の1つ目は、2ページ目の(2)アの2つ目ですけれども、動物用医薬品販売業者等に立入検査をして、要指導業者数が89件中11件というのは結構多いなと思い、こういった内容で要指導になったのかを教えてくださいたいです。

2つ目の質問は、20ページの「ア かながわ食の安全・安心キャラバンの開催」で、県民の関心が高いテーマについて情報提供して意見交換を行うということですので、今、県民がどのようなことに興味を持っているのかということと、意見交換で県民の方からどのような意見が出たのかについて、教えてくださいたいです。

1つのコメントは、4ページの水産用医薬品の残留検査や貝毒のモニタリングについて、結果はURLを確認しないと分からないので、基準値を超えた件数をゼロとかいくつと

か書いていただけるといいかなと思いました。

○木村委員

では1つ目、2ページに関して事務局からお答え願います。

○畜産課 佐藤課長

畜産課長の佐藤と申します。(2)アの2つ目の丸の「動物用医薬品販売業者、飼料販売業者に対し、監視を実施した」ということで、要指導業者の11件というのは、割合として多いのではないかというお尋ねだったかと思います。今詳細が今手持ちに無く、お答えできなく申し訳ありません。また調べて回答させていただきたいと思いますが、例えば、動物用医薬品の販売業の場合、店舗の方に販売許可書の掲示をしなければいけないというような部分が適正な場所になかったりとか、そういった部分を指導しているところですよ。ただ聞くところ、重大な、危険といった違反があったということは聞いておりませんので、ここで申し上げさせていただきまして、また調べてご回答させていただきたいと思っています。

<畜産課からの回答>

令和8年度第1回かながわ食の安全・安心行審議会資料として配布していた「(資料1)かながわ食の安全・安心行動計画(令和7年度版)実施結果」について、2ページ(2)畜産農家等に対する指導等の実施 ア 動物用医薬品、飼料の適正使用の推進〔動物用医薬品販売業者の立入検査〕において、要指導業者数11件としていたところ、正しくは8件でした。訂正してお詫び申し上げます。

違反の内訳は、許可証・登録証不掲示が1件、医薬品の貯蔵・陳列不適が5件、その他2件(医療機器不適切貸与1件、誤認を招く広告記載1件)でした。全件指導を実施し、改善されたことを確認済みです。

○木村会長

それでは、引き続き20ページのキャラバンに関して、事務局からお答えいただけますか。

○生活衛生課 横田グループリーダー

ご質問ありがとうございます。令和7年度食の安全・安心キャラバンにつきましては、テーマは食中毒予防のポイントというところで、手洗いの実施を含めた講座を開催しております。実際に、こういったところに興味があるのかとご質問いただいたかと思ひます

が、アンケートを実施させていただいたところ、食中毒、食品添加物、食品表示や残留農薬といったところについて非常に多くの方から興味があるとお答えいただいている状況になります。

続きまして、参加された方からどのような意見がございましたか、というところですが、内容としまして、「仕事をする上で必要な情報や知識が得られたのでよかった」、「必要な情報が知れるので、定期的に関われているので、また参加したいと思います」「色々な実験データが示されていて、理解がしやすかった」、「食中毒予防の方法は大体同じようなことを聞くことが多かったけれど、今回は細部にわたって聞いたのが良かった」、「再認識することが多くありました」、「分かっているけれど、実践していなかったかもしれない」、「手洗いは子供に大人気だと思いました」というようなご意見を頂戴いたしました。以上です。

○木村会長

では引き続き4ページ、これは委員からのコメントということで、結果の記載についてですが、事務局の方からいかがでしょうか。

○生活衛生課 横田グループリーダー

今、ご意見という形で、違反の内容について、より分かりやすくのご意見頂戴しましたので、ぜひいただいた意見を取り入れさせていただきまして、具体的な記載方法については、再度検討させていただくということで対応させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○木村会長

よろしいですか。

○下村委員

はい、ありがとうございました。

○木村会長

では、その他の委員から。山本委員、お願いします。

○山本委員

2点の質問と1点のコメントをさせていただきたいんですけども。まず1点目が8ページの「(3) 公立学校における自主管理の促進」部分の「イ 教職員等対象の研修講座開催」について、こちらの研修講座というのは、受講は義務とされているものなのかということと、それがオンデマンドでの受講が可能なものなのかということをもっとお聞きしたい

です。オンデマンドが現在不可であれば、これを可にすることで受講する方が増えるのかなと思っています。

もう1点が、16ページ目のところなんですけども、リスクコミュニケーションのページの一番下部のところ、「食の安全・安心に関する情報発信等」というところの重点的取組の部分なんですけど、ここに関して、このホームページのアクセス数として、どういう項目に対してのアクセス数が多かったのかなということをお尋ねしたく思います。こちらの意図としては、アクセス数が多い項目に対して、ホームページの内容を充実させることで、より県民の関心を高めるとか、閲覧数を増やすことにつながるのではないかと思った次第です。

そして最後にコメントとして1件なんですけど。こちらは19ページの真ん中のあたりにある「サ 食中毒の注意喚起」について、実施時間が、8月1日から7日までの1週間、または8月4日から10日までの1週間と書いてますが、暑くなるのが早いかなというところがすごい気になりまして。もし来年度以降などで検討できるのであれば、もう半月ほど早めるなど、もう少し早い時期に実施した方がより効果的なのではないかと個人的に思った次第です。よろしくお願いします。

○木村会長

それでは順番に、まず8ページについて事務局からお答えいただけますか

○保健体育課 岸畑グループリーダー

保健体育課の岸畑と申します。ご質問ありがとうございます。教職員等対象の研修について、受講が義務なのかということと、オンラインの受講が可能なのかということをご質問いただきましたが、実際の研修は総合教育センターで行っており、今情報を持ち合わせていないため、後日改めてご回答させていただければと思います。申し訳ございません。

<保健体育課からの回答>

研修対象者については研修受講を義務としています。

研修効果を考慮したうえで対面形式での研修のほうが高い効果を得られると判断しているため、実施方法はすべて対面のみとしています。

○木村会長

それでは、16ページの方はいかがでしょうか。

○生活衛生課 横田グループリーダー

ご質問ありがとうございます。ホームページ上で特にアクセスが多い項目につきまして、先ほどのアンケートとリンクする部分もありますが、アクセス数については定期的に

モニタリングしており、特に多いところについて申し上げますと、食品中の放射性物質検査結果、神奈川県食品の適正表示推進講習会、食中毒の関係です。

この3点につきましては、定期的にモニタリングしている中でも、3000件以上のアクセス数を得ており、特に先ほどのアンケート同様に、食中毒を含めたところについては非常に興味が高く、皆さんアクセスしていただくことが多いようであると、こちらも承知をしているところです。

○木村会長

では、3つ目のコメントですが、このいわゆる食中毒のアラートと言いますか、暑くなる時期に合わせて実施期間をもう少し早くというお話でしたが。

○生活衛生課 藤嶋グループリーダー

食品監視グループが回答させていただきます。この食中毒予防週間に関しましては、国が定めます食中毒予防月間、こちらの開始時期の当初の1週間というような形で、今実施しているところですので、早めるといったことはなかなか難しいと考えられるところです。一方で、山本委員のご指摘のとおり、近年、暑くなるのが非常に早くなっていますし、昨年度の県内の食中毒発生状況などを見ましても、5、6、7月が同じ発生件数となっていますので、Xなどを利用しまして、暑くなってくる時期に早目に注意喚起ができないかを検討させていただきたいと思います。以上となります。

○木村会長

ぜひ検討いただければと思います。山本委員、今3つお答えいただきましたが、よろしいでしょうか。

○山本委員

大丈夫です。どうもありがとうございました。

○木村会長

では、お時間もだいぶ迫っておりますが、その他にご意見やご質問はございますか。門間委員お願いします。

○門間委員

ちょつと的を外れているかどうか分からないんですけども、水質の検査というのはされているのでしょうか。

水道水の調査と、今PFASが、結構話題になってますので、その辺の県民の意識と、実際に検査をされているかということと。全く別にはなるんですけども、神奈川県って都市

もあれば山もあるじゃないですか。それで、山の方の湧き水とか、飲料水というか、引いたお水で結構今、食中毒が起きておりますので、その辺の検査というか、飲食店のご指導と検査というのは、どう考えていらっしゃるのでしょうかというのをちょっとお聞きしたいなと思いました。以上です。

○木村会長

飲料水関係について、事務局の方からお答えできますか。

○生活衛生課 藤嶋グループリーダー

水道の PFOS、PFOA は規定が策定され、水道事業者が検査の方を実施していると聞いております。他にも、食品上の基準値としまして、ミネラルウォーターの成分規格として、PFOS、PFOA が策定されています。現在、営業者の自主管理の状況などを確認し、来年度、収去検査の必要性を検討しているような状況です。

また、湧き水に関する食中毒予防についてのご質問がありましたが、湧き水、井戸水などの水道水以外の水を利用する営業者については、監視指導の際、これらの水を確実に消毒等しているかといったところを確認しています。以上となります。

○木村会長

門間委員、今のお答えについていかがですか。

○門間委員

はい、ありがとうございます。

○木村委員

その他の委員の皆様からご意見、ご質問あれば送りたいと思います。いかがでしょうか。川島委員お願いします。

○川島委員

12 ページの「(9) ア 違反発見時の対応」ですね、食品衛生関係法令の違反発見時の対応ですが、違反が 48 件ということですが、具体的にどのような違反が多いのかということと、違反の発見に至る過程ですが、事業者からの申し出なのか、それとも消費者から意見が寄せられるのかというようなところを教えていただければと思います。

○生活衛生課 藤嶋グループリーダー

食品監視グループ藤嶋が回答させていただきます。違反の内容に関しましては、食中毒

が20件、無許可営業が18件、食品表示法違反が2件、生食用の食肉の規格基準違反が1件、無届営業が7件となっています。違反の探知に関しましては、食中毒では、営業者もしくは消費者からの申し出となると思われますし、無許可営業ということだと、おそらく消費者からの申し出と思われしますので、違反内容によって、誰の申し出が端緒となるかは異なることと思われます。以上です。

○木村会長

その他はございますでしょうか。鵜飼委員お願いします。

○鵜飼委員

いわゆる実施をした最終的な効果というのは表されているのでしょうか。例えば、食中毒だったら件数が減ってきたとか、あるいは自主回収を促進したことによって品質管理が良くなったとかいう、目安などが結果として表されてるのでしょうか。食育の会議なんかですと、数字として出てるんですね、例えば改善されてきたって。そういう費用対効果と言いますか、私も何年か会に出席させていただいてるんですけども、そういうのは見えなような気がするんですけども、取り組んだり、検査をしたりっていう、目的は充分達成されているのだと思うんですけど、その結果として、どれだけ県民の食の安全・安心につながっているのか、形で表すのは難しいかもしれないんですけども。難しいは難しいで構わないんですが、こういう表現は、例えば年度の行動計画が行われて、最後にこのような数字で出てるんですよ、まあ出るものと出ないものがあると思うんですけども。例えば水産関係だとすれば、温度ラインでその鮮度保持がされたということで、表したりしてるんですけど。

○木村会長

事務局からお答えできますか。

○生活衛生課 宮崎課長

生活衛生課長の宮崎です。委員のご指摘のような、今回ご報告させていただいた、行動計画の結果を受けて、その効果を表す指標があるかという点につきましては、無いというのが現状です。ただ、この行動計画自体は、神奈川県が実施する様々な食の安全・安心の取組が、県民の方の食の安全・安心の確保の推進、それが最終的な目標になりますので、食中毒1つとってみても、食中毒予防というのは、我々としてはずっと続けてきていところではあるんですけども、やはり年によっては増えてしまったり、減ったり、ばらつきはございます。しかし、そうした中でも、こういう行動計画を作って、取組を進めていくということは、やはり大事なことだと考えております。生産から流通まで各段階で、さまざまな施策を講じてですね、県民の方の食の安全・安心確保を推進していく、それを大

きな目標としています。ただ、どうやって効果として測るのかというところは、やはりなかなか難しいところではあるかと思います。こうした場でご報告差し上げているのは、今日も様々なご質問や意見をいただきましたが、効果的に食の安全・安心確保の取組を進めていくために、漫然と前年のやり方を踏襲するのではなく、資料の作り方一つでもそうですし、その取組方の姿勢についても、様々な意見をいただいたところですので、よりよい取組として、県民の皆様の食の安全・安心確保に努めていく。そうした場としても、私どもとしては本日の意見というのは大変ありがたいと思っていますし、これからも意見を踏まえて取組を進めていきたいと考えております。お答えになってないと思いますけれども、以上でございます。

○木村会長

よろしいでしょうか。

○鶴飼委員

はい、ありがとうございました。

○木村会長

まだご意見はありますか。高本委員どうぞ。

○高本委員

今日はありがとうございます。いろいろわかりやすい説明していただいて感謝申し上げます。18 ページの「キ 食育の推進に関する施策と連携した情報提供」です。県内小学校を対象にということなんです、*印で配布を希望しない旨の回答があった小学校というのは、どこの自治体ですか。個別の学校ということですか。

○生活衛生課 横田グループリーダー

食品衛生グループ横田です。ご質問ありがとうございます。県内の個別の学校から、そういう回答があったというご理解でよろしいです。

○高本委員

それはいくつぐらいあったのでしょうか。といいますのは、前にも発言した覚えがありますが、神奈川県民の中には、政令市の市民もいたり、一般市町村の方もいます。この食品安全の啓発に関しては、県民の立場から見ると、政令市で近いサービス・情報提供を受ける市民もいたり、行政区によっても、色々なツールがまだらに入っていると思いますが、この事業自体が、そうしたことはともかく、全県を対象にこれでやっているというイメージでよろしいですか。

○生活衛生課 横田グループリーダー

おっしゃる通りです。

○高本委員

そうすると、例えば川崎市も食育とか、この手の、多分リーフレットといったものをも
う配ってますが、その辺はお調べになってますか。その行政サービスの重複はあるかない
かとか調べていますか。

○生活衛生課 横田グループリーダー

そうですね、この事業としまして、神奈川県域全体の小学校を対象にしているとい
うところなので。

○高本委員

意見としてよろしいでしょうか。別の話になりますが、いま川崎市など政令市と県の間
で特別市どうする、しない、行政の権限をめぐって活発な意見が出ているわけですが、食
の安全・安心行政でも似たようなことを感じました。子供たちや学校で食の安全の意識を
持ってもらおうという県の事業自体はとてもいい事業だと思うんですけど、県と基礎自治体
の市町村で重複している部分もありますよね。県も市町村もマンパワーを増やせない中で
職員の皆さんが懸命に行政サービスを続けてくださってる中では、県と市で重複している
ところは減らし、連携・補完しあって進めた方がいいんじゃないでしょうか。川崎市民の
子供に対しても、小田原市民の子供に対しても、県、市どちらからのサービスでもいいの
で、要は、食の安全・啓発が県民に行き渡ればいいんだと思うんです。似たような事業で
重複する部分があれば、それを排除し、より行政のリソースを補完し合って、万遍なく浸
透させていくような考え方があっていいと思っています。これは多分、先ほど議論が出
ていた食品衛生責任者の講習会も、もしかしたらそうかもしれません。全県の県民の安
全・安心のために、必要な施策が浸透することが最終目標だと思うので、県と自治体で重
なってるようなところがあれば、より効果的な取り組みを分担して連携していくことが必要では
ないでしょうか。私自身、この報告書に書かれている県が取り組んだ数字が、県民のどのく
らいの割合なのか、十分なのか、足りないのか、よく分からない部分を感じています。基
礎自治体が似た事業をやっている部分があれば、どんな役割分担、連携をしているか、特に
小学校などは市町村教委でしょうから、県だけでなく、少しだけでも市町村の取り組みも
分かるような報告の仕方にしてくださると良いと思います。以上です。

○木村会長

かなり大きな話だとは思いますが、この委員会だけではないかもしれない話も

含んでいるかもしれませんが、事務局の方から何かありますか。

○生活衛生課 宮崎課長

是非今後の取組の参考にさせていただければと思います。ありがとうございました。

○木村会長

皆さん活発なご意見いただいているところなのですが、あいにく時間の関係がございますので、ここでこの議題については、締めさせていただきたいと思います。

欠席の委員からのご意見等、事務局ございますでしょうか。

○生活衛生課 大辻主査

本日、欠席の委員からご意見等はいただいております。

○木村会長

では皆様、この議題について色々なご意見ありがとうございました。本日いただきました意見につきましては、当局において、本年度の行動計画の実施にあたり、検討いただくようにお願いします。

では次に、報告事項に移ります。アレルギーを含む食品に関する表示について、事務局から説明をお願いします。

○生活衛生課 大辻主査

それでは、資料の説明をさせていただきます。アレルギーを含む食品に関する表示についてです。

資料2-1をご覧ください。食品表示法に基づく食品表示基準では、症例数や重篤度を踏まえ、特定原材料を定めており、これらを含む加工食品について表示を義務付けています。資料2-2としております令和8年4月1日付消費者庁食品表示課事務連絡のとおり、「食物アレルギーに関する食品表示に関する調査研究」（以下、「全国実態調査」）における症例数等を踏まえ、食品表示基準が改正され、これまで特定原材料として表示義務のあった8種（えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ））に、カシューナッツが追加されました。

これまでアレルギーとしてカシューナッツの表示を行っていなかった食品関連事業者は、2年間の経過措置期間中に原材料や製造方法の再確認、原材料段階における管理等の確認を行い、速やかに表示を行う必要があります。

また、全国実態調査において症例数が継続して相当数みられることから、「食品表示基準について」という通知が改正され、特定原材料に準ずるもの（表示を推奨する品目）として新たにピスタチオが追加になりました。

神奈川県では、食品関連事業者に向け、通常の監視時や適正表示講習会による周知を行っています。また、食品表示セミナーや SNS を通して県民の方々への周知を行っていきます。

食品関連事業者向けリーフレットについて、資料では予定となっておりますが、こちら 7 月 21 日付で、特定原材料にカシューナッツ及び特定原材料に準ずるものとして、ピスタチオを追加する改訂を行いました。

なお、第 6 次行動指針及び行動計画の用語集のなかにあります「特定原材料」の項目について、特定原材料にカシューナッツが、特定原材料に準ずるものにピスタチオが加わったことについて、ホームページ上でご覧になった方が混乱しないようご案内する予定です。資料 2 の説明は以上となります。

○木村会長

はい、どうもありがとうございました。では、今の資料のご説明に関しまして、何かご質問等があればご発言ください。はい、山本委員どうぞ。

○山本委員

こちら、これからいろいろ対応されることが多いかと思うんですけども、その対応の中の 1 つにホームページへの掲載も含まれてくることと思います。現時点のホームページを確認させていただいたんですけども、食の安全・安心のページには今のところ載っていない様子でしたので、こちらはこれから少し掲載し直すっていう形で、今はまだ載っていないのかなと思ったんですが、それ以外にこちらのプリントに書かれている参考の図があると思うんですけども、こちらが載っていたページがなかなか見つけにくくて。見つかったと思ったら子供向けのページに載っているっていう状況でした。ですので、もう少し事業者向けのページなどにも記載するようにすると、周知につながるのではないかなと思った次第です。よろしくお願いします。

○木村会長

はい、ありがとうございます。じゃあ、今の 2 点についていかがでしょうか。事務局の方から。

○生活衛生課 横田グループリーダー

ご意見ありがとうございます。確かに委員のおっしゃるとおり、実際に今回のアレルギーの情報につきましては、キッズページのところで確かに記載はしているのですが、それ以外のところで分かりやすく、早い段階で見つけられるような状況になってないというところは、ご意見として改めて賜りまして、こういった新しい情報を啓発等していきたいというふうに考えております。ご意見どうもありがとうございます。

○山本委員

ありがとうございます。

○木村委員

では、その他、何かご意見ご発言ございますか。この報告に関しまして、特にございませんか。では、本日の欠席の委員から何かご質問等はございましたでしょうか。

○生活衛生課 大辻主査

本日、欠席の委員からご連絡、ご意見等はいただいております。

○木村会長

それでは事務局、他に何かございますでしょうか。

○生活衛生課 大辻主査

審議会後に事務局で議事録を作成いたしまして、委員の皆様にお送りしますので、お手数ですが内容の確認等のご協力をお願いいたします。

○木村会長

では、以上で本日予定しておりました内容は終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○生活衛生課 宮崎課長

会長、進行、ありがとうございます。本日は長時間にわたり熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。今後、本日いただきましたご意見を踏まえまして、今年度の行動計画を実施してまいります。それでは、これをもちまして、令和8年度第1回神奈川県食の安全・安心審議会を閉会いたします。ありがとうございます。